

令和 3 年 6 月 22 日現在

機関番号：37105

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03519

研究課題名（和文）現代医療とライフ・スタイル

研究課題名（英文）Modern medicine and lifestyle

研究代表者

村山 淳子（Murayama, Junko）

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：90350420

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：現代社会における人の生き方や価値観の多様化の中、人の多様なライフ・スタイルの追求は、どのように保護されるのか。この問いかけが、医療において、特徴的に現れるのが、美容医療に代表される、人の主観的願望の満足を目的とする医療である。本研究は、これをライフ・スタイル型医療と呼び、その多面的性質に着目して、以下の3つのアプローチから、研究対象とする。すなわち、第1に、「ライフ・スタイル型医療も医療である」というアプローチ、第2に、「ライフ・スタイル型医療は消費者取引である」というアプローチ、そして第3に、「人の主観的感覚をどう救済するか」というアプローチである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで一面的ないし混然としてしか捉えられてこなかったライフ・スタイル型医療を、いくつもの面を有する多面的な学術研究の素材であることの認識を示し、多面的な思考枠組を導入するものである。これは、ライフ・スタイル型医療の研究手法に転換をもたらす学術的意義を有する。

本研究の成果は、人の多様性の保護のあり方に関し、同じ問題に直面し、あるいは関心を寄せる多くの学術領域に、医事法領域から最先端の知見を発信するものである。

研究成果の概要（英文）：How is the individual's pursuit of diverse lifestyles protected in modern society where people's lifestyles and values have diversified? This question is particularly relevant to aesthetic medicine and other areas of medical care aiming to satisfying the individual's subjective desires. In this study, this is referred to as lifestyle-oriented medicine and dealt with its multifaceted nature from the following three approaches: First, the approach that 'lifestyle-oriented medicine constitute a part of medicine'; second, the approach that 'lifestyle-oriented medicine is consumer business'; and third, the approach to address 'how to relieve the subjective human senses.'

研究分野：民法、医事法

キーワード：主観的感覚 多様性 医療 ライフ・スタイル 多面性 美容医療 消費者 ドイツ

1. 研究開始当初の背景

(1) 社会的・経済的な事情

経済成長の中、人々の生活水準が最低限のそれを上回るようになったとき、人の生き方や価値観は多様化へと向かった。医療においても、例外ではない。現代医療における患者は、唯、病苦の治癒を望みとする、画一的な存在として捉えることはできなくなった。

そして、医学・医療技術の進展は、この変化に应运してきた。現代医療は、およそ次のような傾向をもって、その内容を拡大させてきている。すなわち、医療の対象領域の拡がり、患者の意思や経済的要素を含んだ質的变化、そして患者の性質を人工化して医療の対象とするなどである。

(2) 根底にある「問い」

現代社会における人の生き方や価値観の多様化に、法はどう対応するのか。なかんずく、医療における人の多様なライフ・スタイルの追求は、医療現場にどのような問題をもたらし、法はそれをいかに枠づけ、評価し、救済の対象とするのか。本研究は、人の多様化に対する法の応答という、社会科学全般にわたる「問い」に、医療という局面において応えようとするものである。

(3) 先行研究との関係

現代医療においてこの「問い」が、もっとも純粋な形で現れるのは、美容医療に代表される、患者の主観的願望の満足を目的とする医療である。しかし、これまで、この種の医療に関しては、複数の法領域の論者が、法領域ごとに異なる関心を抱き、それぞれの立場から成果をあらわすにとどまってきた。

2. 研究の目的

本研究は、先行研究の内容を理解したうえで、患者の主観的願望の満足を目的とする医療を、人の多様性の保護のあり方という視点から、以下の3つのアプローチで考察することを目的とする。すなわち、第1に、ライフ・スタイル型医療も医療であるというアプローチ、第2に、ライフ・スタイル型医療は消費者取引であるというアプローチ、そして第3に、人の主観的感覚をどう救済するかというアプローチである。

3. 研究の方法

(1) 対象

本研究は、医学的な必要性を欠く（または必要性が乏しく）、患者の主観的願望の満足を目的とする医療を、「ライフ・スタイル型医療」と呼んで、研究対象とする。具体的には、美容医療を中心に、歯科のうち歯列矯正など審美性の追求を目的とする医療、眼科のレーシック手術など生活の質の向上を目的とする医療、また生殖補助医療も射程に含めている。

(2) 3つのアプローチからの考察

本研究は、このライフ・スタイル型医療を、以下の3つのアプローチから考察する。すなわち、第1に、ライフ・スタイル型医療も医療であるというアプローチ、第2に、ライフ・スタイル型医療は消費者取引であるというアプローチ、そして第3に、人の主観的感覚をどう救済するかというアプローチである。

アプローチごとにテーマを設定し、それに適した方法を選択し、結論を導く。

4. 研究成果

(1) 第1のアプローチ

人は、自らの主観的な願望のみを根拠に、いかにどこまで、自己の身体を意のままに処分することができるのか。医学的必要性がなく、ましてや緊急性もない、適法性の拠り所を本人の同意に求めるしかない、しかもそれが主観的な感覚に基づく不確かなものであるライフ・スタイル型医療では、とくにこのテーマは先鋭化する。ここにおいて、身体処分をめぐる人の自由な意思や選択は、いかにどこまで許容され、あるいは、その自己加害的な選択から保護されるのか。

このテーマをあきらかにするために、関連する行政法、刑法ならびに民法領域の学説・裁判例を横断的に考察し、相互に関連づけながら、わが国の全法秩序が共有する実質的な価値判断を抽出した。その成果は以下のとおりである。

まず、行政法上の医行為論は、本テーマとは直接かかわりがなく、刑法上の医療行為論との混線を解かねばならない。次に、刑法学における美容整形の適法化の理論構成は、身体処分の適法化根拠を法益の自己処分に求めるという点で、他法にも影響を与える基本的な価値判断を示すものである。そして、具体的な民事裁判例の集積は、美容整形の適応を医学的判断にからしめ、身体機能に対する回復不可能な侵害を限界点としつつ、しかしよりいっそう、説明義務の加重による手続的救済の方に力点を置いている。

(2) 第2のアプローチ

市民生活の中で、状況によって、誰もが消費者たり得るとすれば、患者もまた然りである。もっとも、医療には、選択の質と量における医療の特性から、独自の制約要因が存在し、競争市場は現れにくい。しかし、ライフ・スタイル型医療は、この特性が部分的に変化し、消費者取引と類似する状況を作出している。このように現れた競争市場において、消費者としての患者の自由な経済的選択は、あるいはそれ自体不当な選択から、どのように保護されるのだろうか。

このテーマをあきらかにするために、ライフ・スタイル型医療をめぐる多面的な状況をすべて分析し、そこから生み出される多面的な消費者像を詳らかにしたうえで、その経済的選択の保護の原理とそこから導き出される具体的な救済手段をあきらかにした。

その結果、ライフ・スタイル型医療における医師・患者間の経済的な情報・交渉力格差、そして身体への主観的こだわりゆえに消費者としての脆弱さを有する患者に配慮すべき医師の職業倫理を基礎に、直接的には信義則を介して、医師の経済的な説明義務を根拠づける解釈論が成立することが判明した。なお消費者法領域で発展した一般的な消費者法規律は、より一般消費者取引に近接した状況と条件でこそ有効に機能し、その場面は増えてきている。

(3) 第3のアプローチ

ライフ・スタイル型医療は、人の主観的感覚に基づく結果の達成を目的とする役務である。客観的な法的評価の俎上にあげにくい人の主観的感覚を、いかにどこまで法的救済の対象とするのか。

このテーマをあきらかにするために、医療過誤の法律構成や医療契約の法性をめぐる過去の論争との連続性の中で、2つの法的枠組みを候補としたうえで、医療における人の主観的感覚の救済の理論的・現実的可能性を考察した。

結論として、第一の候補である、主観的感覚に基づく結果の達成を結果債務と構成してその履

行を求める方法は、医療ないし医療債務の特性、そして現実的な評価可能性から、克服しがたい難点があり、採用できない。そして第二の候補である、主観的感覚に基づく結果の達成可能性に関する説明義務と、医療を受けたことによって生じたすべての結果に及ぶ損害賠償という2つの法解釈を組み合わせて定式化する方法は、解釈論において難がないうえ、両者を組み合わせることで、第1の候補に近い効果が期待できる。

(4) 当初の予測を超える成果

本研究成果の質を上げ、客観的に位置づける工程において、その副産物として、研究開始当初の予想を超える以下の成果を得ることができた。

一般医療における患者の経済的期待の保護の論理の析出

とくに第2アプローチの研究にさいして、2013年ドイツ医療契約法の制定において条文化した、医療提供者の経済的情報提供義務を分析し、以下の成果を得た。すなわち、医療において、医療同意にかかわる自己決定と経済的な自己決定とは区別されるべきである。そして後者の保護にあたっては、患者の確固たる経済的期待と、医師の情報優位の2つがそるわなければならない。この成果は、患者の自己決定権に関する解釈論の進展に大きく寄与するものである。

医療契約上の医師の説明義務の法的構造の解明

3つのアプローチのいずれにとっても重要な医師の説明義務を、契約的アプローチから考察し、その法構造をあきらかにする研究を行った。それによれば、医療契約は、患者の自己決定権と生命・身体権という相対峙する2つの憲法上の価値を内包する契約である。患者の自己決定権の保護の要請により、契約内容の確定過程における当事者合意とその実質化が強く求められるのであり、その要請は医師の説明義務として一体的に実現される。他方で、患者の生命・身体権の保護の要請は、自己加害阻止法理による医療契約の内容規制を基礎づけ、さらには、医師の説明義務の自己決定抑制機能までも導き出す。この研究成果は、医療契約ならびに医師の説明義務に関する解釈論の進展を促進するものである。

不法行為法の領域分化の内部構造の解明

とくに第2・第3アプローチの研究の成果を他領域との関係で客観的に位置づけるために、環境法・消費者法・医事法の3領域を素材に、それらが共有する不法行為法の領域分化の内部構造をあきらかにする研究を行った。その成果として、不法行為法は、領域拡大志向と領域保持志向の引き合いの中で、次の2つの異なる構造をもって分化しつつある。第1に、被侵害利益・損害・リスクの逸脱的性質を指標とする、公法領域への分化である。第2に、とくに契約が存在している関係において、不法行為法が法形成を担い、やがてその成果が契約法にも反映され、両法が同じ価値を実現するというサイクルの中での領域分化である。この研究成果は、不法行為法の法発展に関する研究にとって意義をもつものである。

(5) 研究成果の波及効果

多面的な思考枠組みの導入

本研究は、これまで、一面的ないし混然としてしか捉えられてこなかったライフ・スタイル型医療に関し、いくつもの面を有する多面的な素材であることの認識を出発点に、すべての面を理解した上で、いま、いったいどの面が現れ問題となっているのか、あるいはそれらがどのように相互に影響し合っているのかという多面的な思考枠組を導入するものである。これは、ライフ・

スタイル型医療の研究手法に転換をもたらすものである。

研究の領域間交流の可能性の開拓

本研究における第1・第3のアプローチの研究成果は、消費者法領域におけるエステやマッサージなど、身体に作用を与えるサービス利用型取引にも、応用可能である。また、第2のアプローチの研究成果を導くにあたっては、消費者法領域で発展してきた原理や規律を活用した。そして、第3のアプローチの研究成果は、同じ問題に直面し、あるいは関心を寄せる、多くの学術領域に医事法領域から最先端の知見を発信するものである。本研究の作業および成果は、研究成果の領域間交流という、学際的可能性を拓くものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 村山淳子	4. 巻 59巻2号
2. 論文標題 「医療契約」の法的特性と説明義務の意義 自己決定の支援と抑制の構造（特集/医療と消費者～コミュニケーションの重要性～）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国民生活研究	6. 最初と最後の頁 34～55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 村山淳子	4. 巻 51巻3-4号
2. 論文標題 適格な法とは何か ドイツ医療契約法の法的視点 lr-n51v3_4-p89-118-mur.pdf (seinan-gu.ac.jp)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 89-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 村山淳子	4. 巻 51巻1号
2. 論文標題 <翻訳> ドイツ医療契約法（患者の権利法）の法案（理由付）（上） lr-n51v1-p45-85-mur.pdf (seinan-gu.ac.jp)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 45-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 村山淳子	4. 巻 53巻1号
2. 論文標題 不法行為法の領域分化 lr-v53n1-p57-84-mur.pdf (seinan-gu.ac.jp)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 57-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村山淳子	4. 巻 21
2. 論文標題 ハンセン病患者の家族を大多数の国民が差別する社会構造（社会システム）を形成したことを先行行為として基礎づけられる国の偏見差別除去義務 - - ハンセン病家族訴訟	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民事判例	6. 最初と最後の頁 106 - 109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村山淳子	4. 巻 53巻4号
2. 論文標題 医師の経済的情報提供義務（wirtschaftliche Informationspflicht） 医療における経済的期待の保護の論理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 村山淳子
2. 発表標題 ドイツの医療情報法
3. 学会等名 第31回日本生命倫理学会年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 村山淳子
2. 発表標題 ライフ・スタイルと医療過誤 人の主観的感覚はいかに救済されるか
3. 学会等名 第123回九州法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村山淳子
2. 発表標題 適格な法とは何か ドイツ医療契約法の法的視点
3. 学会等名 比較法学会第84回総会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 甲斐克則、米村滋人、山本龍彦、河嶋春菜、手嶋豊、永水裕子、柳井圭子、村山淳子、本田まり、増成直美、藤田卓仙、栗原幸男	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 284
3. 書名 医事法講座 第9巻 医療情報と医事法	

1. 著者名 斎藤芳浩、小林博志、石森久広、勢一智子、原謙一、田中英司、村山淳子、宮崎幹朗、福永俊輔、平井佐和子、Kenji Arita (有田健司)、小寺智史、多田望、野田順康、Evgeny B.Kovrigin、山本健、仙石学、鶴飼健史	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 373
3. 書名 変革期における法学・政治学のフロンティア	

1. 著者名 甲斐 克則、柳井圭子、渋谷洋平、小西知世、村山淳子、加藤摩耶、山口齊昭、日山恵美、増成直美、武藤眞朗、千葉華月、秋葉悦子、伊佐智子、永水裕子、山本龍彦、佐藤雄一郎、久藤（沖本）克子、横藤田誠、長谷川義仁	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 283
3. 書名 ブリッジブック医事法〔第2版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------